

国際産業技術専門学校後援会会則

第1条（名称）

本会は、学校法人群馬総合カレッジ国際産業技術専門学校（以下「同校」という。）後援会と称する。

第2条（目的）

本会は、同校で学び卒業後は地元企業で働くことを目標に掲げる学生を対象に、学習又は生活の面から支援していくことを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 同校及び同校の学生を理解するため「学校見学会」及び「授業参観」を実施すると共に年2回の「学校だより」（仮称）やメールマガジン等の会報を発行し、会員企業とのコミュニケーションの機会を提供する。
- ② 同校のカリキュラムに会員企業のニーズを反映し、授業科目の見直し或いは強化し、会員企業が求める人材を育成する。
- ③ 同校及び同校の学生の実践的教育の場として、「工場見学」或いは「工場実習」等の機会を提供する。
- ④ 同校学生の生活支援並びに社会勉強の場として、アルバイト等の機会を提供する。
- ⑤ 同校学生の職業体験並びに社会勉強の場として、インターンシップの導入を推進する。
- ⑥ 同校学生を対象に、採用マッチング及び採用試験の機会を提供する。
- ⑦ 同校学生への会員企業紹介の機会を提供する。
- ⑧ その他、前各号に付帯する事業を企画・検討し、実施する。

第4条（年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条（会員）

本会の会員は、次のとおりとする。

- ① 同校の方針とその取り組み並びに本会の目的に賛同する企業
- ② 同校の方針とその取り組み並びに本会の目的に賛同する個人

第6条（入会）

本会に入会を希望する企業又は個人は、入会申込書を後援会事務局に提出する。

第7条（退会）

本会からの退会を希望する会員は、退会届を後援会事務局に提出する。

第8条（会費）

本会は、会員の自主的なボランティア活動を原則とするため、会費は定めない。

第9条（役員）

1 本会は、役員として会長、理事を置き、その人数及び役割は次のとおりとする。

会長 1名 会長は、本会を代表して会務を総括する。

理事 6名程度 理事は、本会の運営に係る基本的事項を協議する。

2 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない

第10条（特別顧問）

本会は、本会への指導と助言等を得るため、若干名の特別顧問を置くことができる。

第11条（総会）

1 総会は会員をもって構成し、毎年1回開催する。

2 総会における協議事項は、次のとおりとする。

① 事業計画及び報告

② 同校並びに同校に在籍する学生の状況及び活動についての報告

③ 役員を選出

④ 会則の改正

⑤ その他重要事項

第12条（理事会）

本会は、本会役員で構成する理事会を設置し、本会の運営に係る基本的事項を協議するため随時開催する。

第13条（事務局）

本会は、事務局を同校の事務局内に置く。

学校法人群馬総合カレッジ
国際産業技術専門学校

所在地： 〒371-0022 群馬県前橋市千代田町3丁目5-13

電話： 027-212-7337

附則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。